

## 2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 前期日程入学試験問題 法律科目試験

#### (民法)

次の(設例)を読んで、問(1)、問(2)に答えなさい。

#### (設例)

1. Aは、令和2年9月4日、中古自動車の販売を行っていたBより、自動車甲を代金80万円で購入し、即日代金全額を支払い、引渡しを受けた(以下「本件売買契約1」という。)
2. 甲は、Bが同業者であるCより買い受けたものであった(以下「本件売買契約2」という。)。本件売買契約1の締結当時、甲の登録名義人はDであった。
3. Bは、本件売買契約2を締結する際に、甲の処分権をもっていて直ちに名義変更ができるというCの言葉を信じてCより購入したのである。
4. しかしながら、甲は、Dが所有権留保特約付でCに割賦販売していたものであって、代金が完済されるまで、甲の所有権はDに留保することが合意されていた(以下「本件売買契約3」という。)。すなわち、CD間には、次の合意があった。
  - 1) Cが割賦代金の支払を怠り、Dの催告にもかかわらず、支払わなかったときには期限の利益を喪失し残代金全額を直ちに支払う。
  - 2) 甲の代金全額を支払うまで、甲の所有権はDに留保され、Cが1)に基づく支払請求に応じないときは、CはDに甲を引渡す。
5. Bは、事実3にあるCの言葉を信じていたため、本件売買契約1を締結する際も、Bの責任で甲の登録名義をA名義に移すことを約しており、Aを騙すつもりはなかった。
6. しかしながら、Cは、甲についての処分権限を有しないまま、本件売買契約2を締結していたものである。
7. 結局、甲の登録名義はDのままであり、Bは、甲の登録名義をAに移すことができずにいた。
8. Aへの登録名義の移転ができなかった間に、Cは、割賦代金の支払を怠って期限の利益を喪失し、残代金債務全額の支払を請求されたが、支払わなかった。

#### 問(1)(配点:50点)

(ア) Dは、Aに対して、甲の自己への引渡しを請求したいと考えた。このDのAに対する請求は認められるか検討しなさい。

(イ) 事実2～8とは異なり、本件売買契約3は、割賦販売であったが所有権留保特約はなく、DからCに甲の登録名義が移転され、さらに本件売買契約2によって、CからBに登録名義が移転された。続いて本件売買契約1が締結され、AがBに代金全額

を支払ったことで登録名義もAに移転していたものとする。

このとき、Cが割賦代金の支払を怠って期限の利益を喪失した。そこでDは、Cに対して期限を定めて残代金債務全額の支払を請求したが、Cが期限までに支払わなかったことを根拠として本件売買契約3を解消し、Aに対して甲の引渡しを求めたいと考えた。

Dの請求が認められるか検討しなさい。その際、(ア)との相違に留意して解答しなさい。

〈参考〉

最判昭和62年4月24日最高裁判所裁判集民事150号925頁

判旨：道路運送車両法による登録を受けている自動車については、登録が所有権の得喪並びに抵当権の得喪及び変更の公示方法とされているのであるから（同法5条1項、自動車抵当法5条1項）、民法192条の適用はないものと解するのが相当である。

〈参照条文〉道路運送車両法（昭和26年法第185号）

第5条 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

問（2）（配点：50点）

事実1～8に続いて、次の事実9があったとして、次の問いに答えなさい。

9. DがAに対して、甲の返還を求めてきたため、Aは、やむなくDに甲を返還した。

(ア) 甲をDに返還せざるを得なかったAは、本件売買契約1に基づいてBに支払った甲の売買代金の返還請求をすることを考えた。この返還請求は認められるか検討しなさい。

(イ) (ア)の請求に対して、Bは、本件売買契約1に基づいてAが甲の引渡しを受けた日から、Dに甲を返還した令和3年9月15日までの間の、Aによる甲の使用利益45万円の返還を請求したいと考えた。Bの請求が認められるか検討しなさい。その際、この45万円は使用利益の額としては妥当な金額であることを前提とすること。